

(一財)日本スポーツ仲裁機構

資 料

2010年4月9日
文部科学省「スポーツ立国戦略」ヒアリング

一般財団法人日本スポーツ仲裁機構・代表理事・^{どうがうちまさと}道垣内正人

日本スポーツ仲裁機構(JSAA)からの意見陳述書

1. JSAA とは

JSAA は、2003 年に日本オリンピック委員会・日本体育協会・日本障害者スポーツ協会が、スポーツ法の透明性を高め、国民のスポーツに対する理解と信頼を醸成し、個々の競技者と競技団体等との間の紛争の仲裁又は調停による解決を通じて、スポーツの健全な振興を図ることを目的に、中立的な機関として設置したものである。2009 年からは一般財団法人となっている。

2. JSAA の主な事業

(1) **スポーツ紛争仲裁**: 事前の仲裁合意を前提に、仲裁人が裁判官のように拘束力ある判断をすることにより紛争を解決するもの

- a. 競技団体から不利な決定・処分を受けた競技者が、その競技団体に対してその決定・処分の取消等を求める事件についての仲裁(行政事件型仲裁)。具体的には、選手選考決定、懲戒処分等を争うものが多い。仲裁合意が必要。競技者が仲裁申立てをすれば自動的に仲裁に応じる旨(自動受諾)の決定をしている団体はトップレベルの競技団体に限っても、約 44%に過ぎない。これまで 10 件の仲裁判断が下されている。
- b. ドーピング陽性反応が出たことにより JADA 規律パネルから制裁を受けた競技者が、JADA 等に対してその制裁の取消し等を求める事件についての仲裁(刑事事件型仲裁)。競技者は JADA 規程を受諾しており、その中に仲裁条項があるので、仲裁合意の問題は生じない。これまで 2 件の仲裁判断が下されている。

(2) **スポーツ紛争調停**: 事前の調停合意を前提に、調停人が当事者間の話し合いに臨席して、和解に誘導するもの(拘束力なし)

スポーツに関するあらゆる紛争について、両当事者が調停手続に合意することにより開始する。これまで 3 件の調停事件があり、うち 2 件で円満解決している。なお、JSAA の調停は裁判外紛争処理の利用の促進に関する法律による法務大臣の認証を受けている。

(3) **スポーツ法の普及・啓発等**

- a. 競技団体・競技者向けの説明会
- b. 一般向けのシンポジウム
- c. 相談業務

年間 20 件程度の相談案件があり、その中には相手方への取り次ぎの過程で解決に至るものもある。

3. スポーツ基本法(仮称)に望むこと

a. スポーツ界でも「法の支配」が行われる自律的な仕組みを確立すること

- 競技団体は、競技者の命運を左右する絶大な権力を有していることを自覚し、その適正な運営につとめなければならない。また、監督・コーチ等によるパワー・ハラスメント、セクシャル・ハラスメント等により優秀な競技者になり得る者がスポーツ界から離れていってしまう実情を改善することはスポーツ界、ひいては国民全体の関心事項である。
- このような要請にスポーツ界として応え、競技者が伸び伸びとスポーツに打ち込むことができる環境を整備するため、ガバナンスを確立し、コンプライアンスを確保する仕組みをスポーツ界が自主的に作ることを法律により後押しすべきである。

b. aに実効性をもたせるため、スポーツ界として、検察官のような役割を果たす自律的な仕組みを構築すること

- たとえば、統括競技団体が、第三者を含むチームを作り、競技団体・チーム・監督・コーチは、このチームによる立入調査を受け容れ、これを拒否する場合には不利益を与える仕組みの構築と実施を法律により後押しすべきである。
- この調査対象は、競技団体の業務運営・会計処理に限らず、パワー・ハラスメント、セクシャル・ハラスメント等から競技者を守ることを目的とする調査も含むべきである。
- そして、このチームには、裁判所に相当する機関(後記c参照)への告発権限を認めるべきである。
- 現在、ドーピング検査・制裁についてだけ厳格な枠組みが整備されつつあるが、日本においてよりよいスポーツ環境を整備するためには、より一般的なガバナンス・コンプライアンスのエンフォースメントが必要である。

(注) 検察庁は刑事事件しか対象とせず、裁判所は「法律上の争訟」だけか扱わないため、スポーツ界の不祥事・紛争の多くは検察庁・裁判所の管轄外とされる。したがって、スポーツ界における自律的な仕組みが必要である。

c. 裁判所に相当するスポーツ界の自律的な機関が、一定の要件を具備することを条件に、スポーツをめぐる紛争のみならず、上記b記載の告発に基づく制裁判断についても管轄を有することを法律上明確にし、泣き寝入りが生じないようにすること

- JSAA はもともと統括競技団体による自律的な機関として設立されたものであり、法律上の要件が示されれば、その要件を具備すべく改組、整備等をするを厭わない。

d. 競技者の運動能力の強化だけでなく、競技者が安心してスポーツに専心できるような環境を作ることの重要性を認識し、その実現・維持にはコストがかかることを覚悟すること

- 上記の検察官的な役割を果たすチームも裁判所に相当する機関も、いずれも存在することに意味があり、実際の案件の有無・数と関係なく、その維持には多額のコストを要する。しかも良質な人材を確保するためには、そのコストは相当な金額となることを認識すべきである。

e. 障害者スポーツを他のスポーツと一体として把握し、ガバナンス・コンプライアンスの点でも同じルールの下に置くこと

一般財団法人日本スポーツ仲裁機構とその活動状況

設立

2003年4月7日 法人格のない団体として「日本スポーツ仲裁機構」設立

2009年4月1日 「一般財団法人日本スポーツ仲裁機構」設立

役員(2009年4月1日現在)

評議員会長	藤井正雄(弁護士・元最高裁判所判事)
評議員	青山善充(明治大学教授・法科大学院協会理事長) 市原則之(財団法人日本オリンピック委員会専務理事) 梶谷 剛(弁護士・元日本弁護士連合会会長) 伍藤忠春(財団法人日本障害者スポーツ協会副会長) 早田卓次(特定非営利活動法人日本オリンピックズ協会理事長) 森 正博(財団法人日本体育協会副会長)
代表理事(機構長)	道垣内正人(早稲田大学教授・弁護士)
理事	板橋一太(財団法人日本オリンピック委員会常務理事) 上柳敏郎(弁護士) 岡崎助一(財団法人日本体育協会専務理事・事務局長) 荻原健司(参議院議員) 小幡純子(上智大学法科大学院長) 佐藤直子(社団法人日本プロテニス協会) 野口美一(日本車椅子バスケットボール連盟会長) 吉田秀博(財団法人日本障害者スポーツ協会常務理事)
監事	川原 貴(国立スポーツ科学センター統括研究部長) 辻居幸一(弁護士)
顧問	上田宗良(社団法人日本ホッケー協会最高顧問) 菅原哲朗(弁護士) 福島忠彦(日本生命保険相互会社顧問)

表 1 JSAA 取扱事案数(2009年4月1日現在)

年度	AP			仲裁不 応諾事 案数	DP		MP				他の解 決手段 を利用 した事 案(注1)	相談事 案	取扱事 案総数
	仲裁申立受理事案数		仲裁申 立取下 事案数		仲裁申立 受理事案数	仲裁判 断数	調停申立受理事案数			調停不 応諾事 案数			
	仲裁判 断数	仲裁申 立取下 事案数					和解成 立事案 数	調停不 調事案 数	調停取 下事案 数				
2003	3	3	0	2							2	5	12
2004	2	2	0	1							1	8	12
2005	2	1	1	0							4	9	15
2006	1	1	0	0			0	0	0	0	2	8	11
2007	0	0	0	2			1	0	1	0	1	6	13
2008	1	1	0	0	2	2	2	2	0	0	1	18	25
2009	2	2	0	0	0	0	2(注2)	0	0	1	1	20	25
合計	11	10	1	5	2	2	5	2	1	1	3	74	113

AP: スポーツ仲裁規則による仲裁手続

DP: ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則による仲裁手続

MP: 特定調停合意に基づくスポーツ仲裁(和解あっせん)規則に基づく調停手続

(注 1) 当機構に相談があったが、その後仲裁や調停手続きによらず、当事者の合意や話し合い等によって解決した事案

(注 2) 調停手続中案件 1 件を含む

表 2 スポーツ仲裁自動受諾条項の採択状況(2009年7月31日現在)

	採択済	未採択	不明	合計	採択率(%)
JOC・JASA	2			2	
JOC加盟・準加盟等団体	26	22	6	54	
JASA加盟・準加盟等団体	3	8	3	14	
合計	31	30	9	70	44.3%

JOC: (財)日本オリンピック委員会

JASA: (財)日本体育協会

(注 1)「JOC 加盟・準加盟等団体」は、NPO 法人日本スポーツ芸術協会を除く。

(注 2)「JASA 加盟・準加盟等団体」は、重複を避けるため、「JOC 加盟・準加盟等団体」及び「都道府県体育協会」を除く。

(注 3) 不明に関しては直接架電し、確認を取っているか、もしくは連絡待ち。

表 3 「スポーツ仲裁規則」による仲裁判断

事件番号 JSAA-AP-	事件名	申立ての概要	結論	仲裁判断言渡し の日	仲裁人の 数	申立てから言渡 しまでの期間	審理終結から言 渡しまでの期間
2003-001	ウェイトリフ ティング事件	除籍処分取消	処分取消し。申立料金の 相手方負担。	2003年8月4日	3名	1ヵ月と20日	14日
2003-002	テコンドー事 件	ユニバシアード大会派遣選手 等選考決定の取消等	請求棄却(一部は却下)	2003年8月18日	1名(緊急 仲裁)	5日	0日
2003-003	身体障害者水 泳事件	強化指定選手に指定しない旨 の決定の取消等	請求棄却	2004年2月16日	3名	5ヵ月と27日	12日
2004-001	馬術事件	オリンピック大会派遣人馬決 定の取消等	請求棄却。しかし、申立 料金及び申立人の要した 費用のうち50万円の相手 方負担。	2004年7月14日	3名	22日	6日
2004-002	身体障害者陸 上競技事件	パラリンピック大会派遣選手 決定の取消等	請求棄却(一部は却下)	2004年8月26日	3名	1ヵ月	0日
2005-001	ローラース ケート事件	アジア選手権への派遣選手決 定の取消	申立て却下	2005年5月6日	1名(緊急 仲裁)	10日	1日
2006-001	セーリング事 件	訴外オブティミスト・デイン ギー協会のナショナル・チー ムへの内定取消決定を取り消 すよう指導勧告せよ等	請求棄却(被申立人の決定 の内容確認請求については認 容)	2006年11月7日	3名	1ヵ月と25日	16日
2008-001	カヌー事件	オリンピック・アジア地区予 選会出場選手選考決定の取り 消し等	請求棄却(一部は却下)	2008年5月8日	1名(緊急 仲裁)	0日	0日
2009-001	軟式野球事件	全国軟式野球大会などに出場 できないとした決定の取り消 し等	決定取消し。申立料金の 相手方負担。	2009年7月8日	3名	1ヵ月と14日	18日
2009-002	綱引事件	(1)資格認定及び登録に関して疑 義がある審判員についての審査申 立てを拒否する決定の取り消し(2) 正会員の地位確認	(1)決定取消し。(2)却下。 申立料金の相手方負担。	2010年3月29日	3名	4ヵ月と25日	23日

(注)「事件名」は JSAA としての正式な事件名ではない。

表 4 「ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則」による仲裁判断

事件番号 JSAA-DP-	事件名	申立ての概要	結論	仲裁判断言渡し の日	仲裁人の 数	申立てから言渡 しまでの期間	審理終結から言 渡しまでの期間
2008-001	自転車事件	日本ドーピング防止規律パネ ルの2008-004事件決定の取消し	請求棄却	2009年6月10日	3名	6ヵ月と29日	13日
2008-002	自転車事件	日本ドーピング防止規律パネ ルの2008-004号事件決定の一 部取消しと、申立人の2年間の 資格停止の請求等	請求却下	2009年1月26日	3名	1ヵ月と16日	3日

(注)「事件名」は JSAA としての正式な事件名ではない。

表 5 「特定調停合意に基づくスポーツ調停規則」による調停事案件数(2010年4月1日現在)

	2007年度	2008年度	2009年度	合計
成立(和解)		2	0	2
見込みなし(不調)	1			1
双方の離脱				
一方の離脱				
その他			1	1
手続中			1	1
小計	1	2	2	3
不応諾	1	1	1	2
合計	2	3	3	5